

岐阜市サービス付き高齢者向け住宅事業の意見聴取に関する事務取扱要領

平成29年6月26日決裁

平成31年4月11日決裁

改正 令和2年3月26日決裁

改正 令和3年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村への意見聴取について（依頼）（平成28年3月4日付け国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡。以下「国土交通省事務連絡」という。）に基づく事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取の申請)

第2条 国土交通省事務連絡に基づく意見聴取の申請は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書（様式第1号）によるものとする。

(意見聴取の確認及び通知)

第3条 前条の規定による意見聴取の申請があったときは、申請内容をサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請確認表（様式第2号）により確認したうえ、サービス付き高齢者向け住宅整備事業意見聴取に対する回答通知書（様式第3号）により意見聴取の申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。